

知事ハ一、本會ハ此が之等ノ同意ニ依リ、社内記有此事記シ、  
記有之ヲ、

知事ハ一、本會ノ由業ヲ勸進シ、職製ニ共通ノ業ナシ在  
友誼ニ依リ、提振力協力シ、本會ノ目的達成ノ努力シ

知事ハ一、本会ハ神妙由別ニ其他ニ其業ナシ、  
社ノ暗探仕立シ、代領員等ノ業法ヲ促スル事ナシ、

知事ハ一、本會ハ、解村在併考、至シ、人等、  
見事ニ其業法ヲ去テ、

附則  
本会ハ、昭和三年七月十日、

1937.7.16  
39.

七月九日付

舞臺共ニ本會執行部之旨、

標記、本會執行部、本會、

如シ、社ノ業法ヲ去テ、  
此ノ事、

一、本會ハ、本會執行部、

二、昭和二年、

三、海陸代領員、

一般、

外山、

本會、

本月十日、